第四十条の七第十七項を削り、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項第一号中「を耕作又は」を「）又は」に改め、同項第五号中「第四十三項」を「第四十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十項第三号中「に規定する農地」を「の農地」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項から第三十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十五項中「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「第四十条の七第三十三項」を「第四十条の七第三十二項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十六項」に、「第四十条の七第三十七項」を「第四十条の七第三十六項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「第四十条の七第三十九項」を「第四十条の七第三十八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を同条第四十二項とし、同条第四十四項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「第三十一項」を「第三十項」に、「第四十三項」を「第四十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項を同条第四十五項とし、同条第四十七項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「第七十二項」を「第七十一項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「第五十一項又は第五十三項」を「第五十項又は第五十二項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「第五十三項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項を同条第五十項とし、同条第五十二項から第五十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第五十五項中「耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項を同条第五十五項とし、同条第五十七項から第五十九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第六十項中「第六十四項」を「第六十三項」に、「第六十三項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十一項を同条第六十項とし、同条第六十二項を同条第六十一項とし、同条第六十三項中「第五十七項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十四項第四号中「第十九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十五項を同条第六十四項とし、同条第六十六項を同条第六十五項とし、同条第六十七項を同条第六十六項とし、同条第六十八項第一号中「同号の」を「法第七十条の四第二項第四号に規定する」に、「同項第四号の」を「法第七十条の六第六項第二号ロに規定する」に、「当該都市営農農地等を除く」を「法第七十条の四第二項第四号ロに掲げる農地であつて同項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在するもの及び法第七十条の六第六項第二号に規定する生産緑地等を除く。次号において同じ」に改め、同項第二号中「法第七十条の六第三十九項第四号の」及び「（同号の都市営農農地等を除く。）」を削り、「同条第七項又は」を「法第七十条の六第七項又は」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十九項中「法第七十条の六第五項」を「前項第一号」に改め、「（当該都市営農農地等を除く。）」を削り、「同条第十九項」を「法第七十条の六第十九項」に、「第十九項に」を「第十八項に」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十項を同条第六十九項とし、同条第七十一項中「第六十七項」を「第六十六項」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十二項第一号中「農地等」を「特例農地等」に改め、同項第三号中「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十三項を同条第七十二項とし、同条第七十四項第一号中「あるのは「すべて」を「あるのは「全て」に改め、同項第二号中「、第十九条の二」を「、同条」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十五項を同条第七十四項とする。

第四十条の七の二第二項中「第七十条の六第五項」を「第七十条の六第六項第二号ロ」に改める。

第四十条の七の四第一項中「第七十条の六の四第一項に規定する政令」を「第七十条の六の六第一項に規定する政令」に改め、同項第一号及び第二号ロ中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同項第三号中「第七十条の六の四第二項第六号」を「第七十条の六の六第二項第六号」に改め、同条第二項中「第七十条の六の四第一項第三号」を「第七十条の六の六第一項第三号」に改め、同条第三項中「第七十条の六の四第一項第三号」を「第七十条の六の六第一項第三号」に、「第七十条の六の四第二項第四号ロ」を「第七十条の六の六第二項第四号ロ」に改め、同項の表中「その相続人」を「相続人」に改め、同条第四項中「第七十条の六の四第二項第三号ロ」を「第七十条の六の六第二項第三号ロ」に改め、同条第五項中「第七十条の六の四第二項第五号イ」を「第七十条の六の六第二項第五号イ」に、「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第六項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に、「第七十条の六の四第二項第五号イ」を「第七十条の六の六第二項第五号イ」に改め、同条第七項中「第七十条の六の四第二項第五号ロ」を「第七十条の六の六第二項第五号ロ」に改め、同条第八項中「第七十条の六の四第二項第五号」を「第七十条の六の六第二項第五号」に改め、同条第九項及び第十項中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同項第三号中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に、「第四十条の七第十六項第三号」を「第四十条の七第十六項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「又は第七十条の七の八第一項」を「、第七十条の七の四第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項」に、「第四十条の七第十六項第二号」を「第四十条の七第十六項第三号」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第七十条の六の七第一項　調整前美術品猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前美術品猶予税額をいう。）

第四十条の七の四第十一項中「第七十条の六の四第二項第六号」を「第七十条の六の六第二項第六号」に、「第七十条の六の四第二項第一号」を「第七十条の六の六第二項第一号」に改め、同条第十二項中「第七十条の六の四第三項第一号」を「第七十条の六の六第三項第一号」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第二項第六号」を「第七十条の六の六第二項第六号」に改め、同条第十三項中「第七十条の六の四第三項第二号」を「第七十条の六の六第三項第二号」に改め、同条第十四項中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第十五項中「第七十条の六の四第三項」を「第七十条の六の六第三項」に改め、同条第十六項中「第七十条の六の四第四項」を「第七十条の六の六第四項」に改め、同条第十七項から第十九項までの規定中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同条第二十項中「第七十条の六の四第二項第二号」を「第七十条の六の六第二項第二号」に、「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に、「第七十条の六の四第三項第一号」を「第七十条の六の六第三項第一号」に改め、同項第四号中「第七十条の六の四第二項第七号」を「第七十条の六の六第二項第七号」に改め、同項第五号中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同条第二十二項中「第七十条の六の四第十六項」を「第七十条の六の六第十六項」に改め、同条第二十三項中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第二十四項中「第七十条の六の四第十八項」を「第七十条の六の六第十八項」に改め、同条第二十五項中「第七十条の六の四第十六項」を「第七十条の六の六第十六項」に改め、同条を第四十条の七の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）

第四十条の七の七　法第七十条の六の七第一項の寄託していた者（以下この条において「被相続人」という。）から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により法第七十条の六の七第二項第一号に規定する特定美術品（以下この条において「特定美術品」という。）の取得をした当該被相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この項及び第二十三項において同じ。）が第一次寄託相続人（当該被相続人からの相続又は遺贈によりその有する特定美術品の取得をした相続人で、当該相続又は遺贈に係る法第七十条の六の七第一項に規定する相続税の申告書の提出期限前に当該相続税の申告書を提出し